**平成２１年（フ）第４９３３号**
大阪府河内長野市大矢船西町２番５―807号、開始決定時の住所大阪府河内長野市原町４丁目８番１―401号
破産者　澤田　芳昭
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７３７１号**
大阪市生野区林寺４丁目２番17号
破産者　西野喜代枝
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７４３１号**
大阪市中央区北久宝寺町２丁目６番10―1403号
破産者　高田　和彦
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７５１５号**
大阪府交野市郡津４丁目37番12―305号
破産者　中村製作所こと　中村　禎利
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７５６０号**
大阪府東大阪市玉串町東１丁目12番11号、前住所大阪府東大阪市玉串町東２丁目５番26号
破産者　髙田　　聰
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７６９０号**
大阪府富田林市錦織南２丁目12番17号
破産者　前川　政巳
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１４８号**
大阪府羽曳野市羽曳が丘西２―５―23、前住所大阪府藤井寺市小山５丁目13番29号
破産者　山口　正勝
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第５１６号**
大阪府堺市南区庭代台３丁13―４棟408号、開始決定時の住所大阪府河内長野市大矢船北町15番３号
破産者　半田　信雄
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第５１７号**
堺市南区庭代台３丁13―４棟408号、開始決定時の住所大阪府河内長野市大矢船北町15番３号
破産者　半田　知子
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第５６６号**
堺市中区八田北町10番地31　鈴の宮団地15号棟201号
破産者　松谷　　宏
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第６２１号**
堺市北区新金岡町５丁７番726号　大泉ハイツ102号
破産者　桑原　泰憲
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３３７号**
大阪府羽曳野市樫山255番地の５　201
破産者　内田　清一
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３６７号**
堺市堺区旭ヶ丘中町１―４―26　旭ヶ丘住宅南館12号室、開始決定時の住所堺市堺区石津町１丁１番12号
破産者　中西　孝仁
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３７１号**
大阪市東住吉区山坂５丁目14番７―809号
破産者　大西　照男
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第３０号**
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地1430番地
破産者　湊　　寿恵
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２１年（フ）第２０９号**
鳥取県鳥取市古海824番地25、旧住所鳥取県鳥取市古海1039番地の２
破産者　西村　一広
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第４０７号**
福岡県宗像市三郎丸３丁目27―１、申立時の住所福岡県宗像市城西ヶ丘３丁目13番地２
破産者　志岐　正宏
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２１年（フ）第５２号**
熊本県葦北郡芦北町大字田浦町450番地
破産者　吉川　和久
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２１年（フ）第１７９１号**
札幌市東区北21条東８丁目２番４―103号
破産者　石田　隆一
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部